

第十六回国会 法務委員会 議院 議案 第七号

昭和二十八年七月七日(火曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 小林 鏡君

理事 鐵治 良作君 理事 佐瀨 昌三君

理事 田嶋 好文君 理事 吉田 安君

理事 井伊 誠一君 理事 花村 四郎君

大橋 武夫君 押谷 富三君

星島 二郎君 本多 市郎君

三木 武夫君 古屋 貞雄君

佐竹 晴記君 岡田 春夫君

出席國務大臣 大養 健君

出席政府委員 法務政務次官 三浦寅之助君

檢察大臣官 位野木益雄君

房調査課長 中尾 文策君

檢察(矯正局長) 委員外の出席者

專門員 村 教三君

專門員 小本 貞一君

七月三日

委員 福田喜東君及び木不郁君辭任につき、木村文男君及び三宅正一君が議長の指名で委員に選任された。

同月四日

委員 三宅正一君辭任につき、木不郁君が議長の指名で委員に選任された。

同月七日

委員 山崎巖君辭任につき、その補欠として押谷富三君が議長の指名で委員に選任された。

七月三日

刑事訴訟法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一四六号)

同月四日

人権擁護委員法の一部を改正する法律案 (内閣提出第八二二号)(參議院送付)

判事補の職權の特例等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第一〇九号)(參議院送付)

同日

滝川町に札幌地方法院所及び檢察庁滝川支部設置の請願(南條徳男君紹介)(第二五八一号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

職犯釈放の特使団派遣に関する陳情書(日本弁護士連合会会長長野國助)(第六六六号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

小委員の補欠選任

司法試験法の一部を改正する法律案 (内閣提出第五六号)

少年法及び少年院法の一部を改正する法律案 (内閣提出第五八号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一四六号)

○小林委員長 これより會議を開きます。

お諮りいたします。猪俣浩三君より接収不動産に関する小委員辭任の申出がありましたので、これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小林委員長 御異議なければさようにとりはからいます。

つきましては猪俣浩三君の補欠を選任いたさなければなりません、これは委員長より御指名いたすに御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小林委員長 御異議なければ、接収不動産に関する小委員に古屋貞雄君を御指名いたします。

○小林委員長 次に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず本案の趣旨の説明を聴取いたします。大養法務大臣。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第六十条第二項但書中「第八十九条第一号又は第三号乃至第五号」を「第八十九条第一号、第三号乃至第五号又は第七号」に改める。

第七十一条中「勾引状」を「勾引状若しくは勾留状」に、「司法警察員」を「司法警察職員」に改める。

第七十二条中「勾引状」を「勾引状又は勾留状」に改める。

第七十三条第三項中「勾引状又は勾留状を所持しない場合において、」を「勾引状又は勾留状を所持しないためこれを示すことができない

場合において、」に改める。

第八十三条第一項中「開示の手続」を「勾留の理由の開示」に改める。

第八十四条第二項中「請求者は、」の下に「書面」を加える。

第八十五条及び第八十六条中「開示の手続」を「勾留の理由の開示」に改める。

第八十九条第一号中「無期の懲役」を「無期若しくは短期一年以上の懲役」に改め、同条第五号中「氏名及び住居」を「氏名又は住居」に改め、同条を同条第七号とし、同条第四号を第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 被告人が多衆共同して罪を犯したものであるとき。

第八十九条第五号の次に次の一号を加える。

六 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる充分な理由があるとき。

第九十二条に次の一項を加える。

檢察官の請求による場合を除いて、勾留を取り消す決定をするときも、前項と同様である。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

第九十六条第一項を次のように改める。

裁判所は、左の各号の一に於たる場合には、檢察官の請求により、又は職權で、決定を以て保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

一 被告人が、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき。

二 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

三 被告人が罪証を隠滅し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

四 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。

五 被告人が住居の制限その他裁判所の定めた条件に違反したとき。

第九十八条に次の二項を加える。

前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、檢察官の指揮により、被告人に対し保釈若しくは勾留の執行停止が取り消された旨又は勾留の執行停止の期間が満了した旨を告げて、これを収監することができる。但し、その書面は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。

第七十一条の規定は、前二項の規定による収監についてこれを準

用する。

第五百五十三條の次に次の一条を加える。

第五百五十三條の二 勾引状の執行を受けた証人を護送する場合又は引致した場において必要があるときは、一時最寄の警察署その他の適当な場所にこれを留置することができる。

第六百六十四條に次の一項を加える。

証人は、あらかじめ旅費、日当又は宿泊料の支給を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、その支給を受けた費用を返納しなければならない。

第六百六十七條第二項中「留置状」を「鑑定留置状」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

第一項の留置につき必要があるときは、裁判所は、被告人を収容すべき病院その他の場所の管理者の申出により、又は職権で、司法警察職員に被告人の看守を命ずることが出来る。

裁判所は、必要があるときは、留置の期間を延長し又は短縮することができる。

第六百六十七條に第六項として次の一項を加える。

第一項の留置は、未決勾留日数の算入については、これを勾留とみなす。

第六百六十七條の次に次の一条を加える。

第六百六十七條の二 勾留中の被告人に対し鑑定留置状が執行されたときは、被告人が留置されている

間、勾留は、その執行を停止されたものとす。

前項の場合において、前条第一項の処分が取り消され又は留置の期間が満了したときは、第九十八條の規定を準用する。

第六百八十一條第一項に次の但書を加える。

但し、被告人が貧困のため訴訟費用を納付することのできないことが明らかであるときは、この限りでない。

第六百八十四條中「上訴又は再審の請求」を「上訴又は再審若しくは正式裁判の請求」に、「上訴又は再審に関する費用」を「上訴、再審又は正式裁判に関する費用」に改める。

第六百九十三條第一項後段を次のように改める。

この場合における指示は、捜査を適正にし、その他公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する一般的な準則を定めることによつて行ふものとする。

第六百九十八條第二項中「供述を拒むことができる旨」を「自己に不利益な供述を強要されることがない旨」に改める。

第六百九十九條第二項の次に次の二項を加える。

司法警察員は、第一項の逮捕状を請求するには、檢察官（檢察官の事務を取り扱う檢察事務官を除く。以下本項において同じ。）の同意を得なければならない。但し、檢察官があらかじめ一般的に同意を与えた事件については、この限りでない。

裁判官は、逮捕状の請求が警察

官の同意を要する場合において、その同意を得ないことが明らかとなるときは、逮捕状を発付しないことができる。

第二百八十八條の次に次の一条を加える。

第二百八十八條の二 裁判官は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件につき、犯罪の証明に欠くことのできない共犯その他の関係人又は証拠物が多数であるため檢察官が前条の期間内にその取調を終ることができないと認めるときは、その取調が被疑者の釈放後では甚しく困難になると認められる場合に限り、檢察官の請求により、同条第二項の規定により延長された期間を更に延長することができる。

この期間の延長は、通じて五日を超えてはならない。

第二百九十九條の次に次の一条を加える。

第二百九十九條の二 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、令状に差し押さるべき物の所在すべき場所が記載されており、且つ、その場所においてこれを発見することができない場合において、その物の所在する場所が明らかとなつたときは、急速を要する場合に限り、処分を受けるべき者にその事由及び被疑事件を告げてその場所を看守することができる。

第二百二十四條第二項に次の後段を加える。

この場合には、第六百六十七條の二の規定を準用する。

第二百五十四條第一項但書を削る。

第二百五十五條中「起訴状の謄本の送達」の下に「若しくは略式命令の告知」を加える。

第二百八十六條の次に次の一条を加える。

第二百八十六條の二 被告人が出頭しなければ開廷することができない場合において、勾留されている被告人が、公判期日に召喚を受け、正当な理由がなく出頭を拒否し、監獄官吏による引致を著しく困難にしたときは、裁判所は、被告人が出頭しないでも、その期日の公判手続を行うことができる。

第二百九十一條の次に次の二條を加える。

第二百九十一條の二 被告人が、前条第二項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

第二百九十一條の三 裁判所は、前条の決定があつた事件が簡易公判手続によることができないものであり、又はこれによることが相当でないものであると認めるときは、その決定を取り消さなければならない。

第二百九十二條中「前条」を「第二百九十一條」に改める。

第三百七條の次に次の一条を加える。

第三百七條の二 第二百九十一條の二の決定があつた事件については、第二百九十六條、第二百九十七條、第三百零二條乃至第三百零七條、第三百零九條乃至第三百一十二條及び第三百一四條乃至第三百一八條の規定は、これを適用せず、証拠調は、公判期日において、適当と認める方法で行ふことができる。

第三百十五條の次に次の一条を加える。

第三百十五條の二 第二百九十一條の二の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。但し、檢察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

第三百七條の二 第二百九十一條の二の決定があつた事件については、第二百九十六條、第二百九十七條、第三百零二條乃至第三百零七條、第三百零九條乃至第三百一十二條及び第三百一四條乃至第三百一八條の規定は、これを適用せず、証拠調は、公判期日において、適当と認める方法で行ふことができる。

第三百十五條の次に次の一条を加える。

第三百十五條の二 第二百九十一條の二の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。但し、檢察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

第三百二十條に次の一項を加える。

第二百九十一條の二の決定があつた事件の証拠については、前項の規定は、これを適用しない。但し、檢察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。

第三百三十九條第一項中第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二百七十一條第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたとき。

第三百四十四條中「第八十九條」を「第六十條第二項但書及び第八十九條」に改める。

第三百四十五條中「公訴棄却、管轄違」を「公訴棄却（第三百三十八條第四号による場合を除く。）」に、「判決の宣告」を「裁判の告知」に改める。

る。
第三百五十九条中「上訴の取下」を「上訴の放棄又は取下」に改める。

第三百六十条中「被告人の同意」を「書面による被告人の同意」に、「上訴の取下」を「上訴の放棄又は取下」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三百六十条の二 死刑の判決に対する上訴は、前二条の規定にかかわらず、これを放棄することができない。

第三百六十条の三 上訴放棄の申立は、書面で行わなければならない。

第三百六十一条中「上訴の取下」を「上訴の放棄又は取下」に改める。

第三百六十七条中「上訴の取下」を「上訴の放棄若しくは取下」に改める。

第三百八十二条の次に次の一条を加える。

第三百八十二条の二 やむを得ない事由によつて第一審の弁論終結前に取調を請求することができなかつた証拠によつて証明することのできる事実であつて前二条に規定する控訴申立の理由があることを信ずるに足りるものは、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実以外の事実であつても、控訴趣意書にこれを援用することができる。

第一審の弁論終結後判決前に生じた事実であつて前二条に規定する控訴申立の理由があることを信ずるに足りるものについても、前項と同様

である。

前二項の場合には、控訴趣意書に、その事実を疎明する資料を添付しなければならない。第一項の場合には、やむを得ない事由によつてその証拠の取調を請求することができなかつた旨を疎明する資料をも添付しなければならない。

第三百八十四条中「第三百七十七条乃至前条」を「第三百七十七条乃至第三百八十二条及び前条」に改める。

第三百八十六条第一項第三号及び第三百九十二条第二項中「第三百七十七条乃至第三百八十二条」を「第三百七十七条乃至第三百八十二条及び第三百八十三条」に改める。

第三百九十三条第一項但書を次のように改める。

但し、第三百八十二条の二の疎明があつたものについては、刑の量定の不当又は判決に影響を及ぼすべき事実の誤認を証明するため

に欠くことのできない場合に限り、これを取り調べなければならない。

第三百九十三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

控訴裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、第一審判決後の刑の量定に影響を及ぼすべき情状につき取調をすることができる。

第三百九十三条に第四項として次の一項を加える。

第一項又は第二項の規定による取調をしたときは、検察官及び弁護人は、その結果に基いて弁論を

することができる。

第三百九十六条中「第三百七十七条乃至第三百八十三条」を「第三百七十七条乃至第三百八十二条及び第三百八十三条」に改める。

第三百九十七条中「第三百七十七条乃至第三百八十三条」を「第三百七十七条乃至第三百八十二条及び第三百八十三条」に改め、同条に次の一項を加える。

第三百九十三条第二項の規定による取調の結果、原判決を破棄し

なければ明らか正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。

第四百五十一条第二項中「第三百三十九条第一項第三号」を「第三百三十九条第一項第四号」に改める。

第四百六十条第二項中「第三百九十三条第二項」を「第三百九十三条第三項」に改める。

第四百六十一条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四百六十一条の二 検察官は、略式命令の請求に際し、被疑者に対し、あらかじめ、略式手続を理解させるために必要な事項を説明し、通常の規定に従い審判を受け

ることができる旨を告げた上、略式手続によることについて異議がないかどうかを確めなければならない。

被疑者は、略式手続によることについて異議がないときは、書面

書面を添付しなければならない。

第四百六十三条に次の三項を加える。

検察官が、第四百六十一条の二に定める手続をせず、又は前条第二項に違反して略式命令を請求したときは、前項と同様である。

裁判所は、前二項の規定により通常の規定に従い審判をするときは、直ちに検察官にその旨を通知しなければならない。

第一項及び第二項の場合には、第二百七十一条の規定の適用があるものとする。但し、同条第二項に定める期間は、前項の通知があつた日から二箇月とする。

第四百六十三条の次に次の一条を加える。

第四百六十三条の二 前条の場合を除いて、略式命令の請求があつた日から四箇月以内に略式命令が被告人に告知されないときは、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失う。

前項の場合には、裁判所は、決定で、公訴を棄却しなければならない。略式命令が既に検察官に告知されているときは、略式命令を取り消した上、その決定をしなければならない。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百六十四条及び第四百六十五条第一項中「七日以内」を「十四日以内」に改める。

第四百六十七条中「第三百五十五条乃至第三百五十七条及び第三百五十九条乃至第三百六十五条」を「第三百五十五条乃至第三百五十七条、

第三百五十九条、第三百六十条及び第三百六十一条乃至第三百六十五条」に改める。

第四百七十四条但書を次のように改める。

但し、検察官は、重い刑の執行を停止して、他の刑の執行をさせることができる。

第四百八十二条但書を削る。

第四百九十九条第一項中「官報」を「政令で定める方法によつて」に改める。

第五百条第一項中「訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した裁判所に」とを「裁判所の規則の定めるところにより」とに改める。

同条第二項中「十日」を「二十日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 この附則で「新法」とは、この法律による改正後の刑事訴訟法をい、「旧法」とは、従前の刑事訴訟法をいう。

3 新法は、特別の定がある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4 前項但書の場合において、旧法によつてした訴訟手続で新法にこれに相当する規定があるものは、新法によつてしたものとみなす。

5 新法施行前に正式裁判の請求をした事件で新法施行後にその取下のあつたものの訴訟費用の負担については、新法施行後も、なお従前の例による。

6 新法施行の際すでに控訴趣意書の差出期間を経過した事件の控訴裁判所における事実の取調については、新法施行後も、なお旧法第三百九十三条第一項但書の規定を適用する。

7 新法施行前すでに略式命令の請求があつた事件の略式手続については、なお従前の例による。正式裁判の請求をすることが出来る期間についても、同様である。

8 前項前段の事件で、被告人に対し略式命令の謄本の送達がなくて新法施行前すでに略式命令の請求があつた日から二箇月を経過したもののについては、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失つたものとする。但し、新法施行前すでに裁判所が旧法第四百六十三条の規定により通常の規定に従い審判をすることとした事件及び新法施行前すでに被告人に対し略式命令の謄本が送達された事件については、この限りでない。

9 第七項前段の事件で、新法施行の際略式命令の請求があつた日からまだ二箇月を経過していないものについては、新法第四百六十三条の二の規定の適用があるものとする。この場合には、前項但書の規定を準用する。

10 新法施行の際まだ略式命令の請求をしていない事件であつても、新法施行の際すでに検察官から被告人に対し略式命令の請求をすることを告げているものについては、これを告げた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手続によることについて被疑者に異

議がない場合には、新法第四百六十一条の二及び第四百六十二条第二項の規定にかかわらず、略式命令をすることが出来る。

○大藏国務大臣 ただいま議題にのほりました刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、御説明いたします。

まず、立案の趣旨について申し上げます。現行刑事訴訟法は、実施以来四年半を経過いたしました。この法律は、御承知の通り、旧刑事訴訟法に対し根本的な改正を加えたものであり、しかも、制定当時の特殊な事情から、比較的短時間の間に立案せられ、かつ、実施せられたものでありました。ゆゑ、当初は相當の混乱も見られたのでありますが、四年半にわたる朝野法曹の努力により、今日ではその運用もほぼ軌道に乗つて参つたと申すことが出来ると思つております。しかしながら、他面、時の経過とともに、当初から法律自体に内在していた問題のうち、運用によつては解決することのできない点が次第に明瞭となつて参ります。ことに、社会情勢の変化に伴い、当初予想しなかつたような問題も現われて参りまして、これを改正すべしとする意見がよりやう各方面に高くなつて参りました。

しかし、刑事訴訟法は、刑事手続の基本法でありますので、その改正には慎重な考慮を払わなければなりません。そこで、政府は、一昨年度法制審議会に対し、刑事訴訟法運用の事情にかんがみ早急に改正を加えるべき点の有无について諮問いたし、各方面の有識者をもつて構成される同審議会の慎重な審議に基く答申を待つて、改正案を

作成することいたしました。同審議会は、現行法の基本的な諸規定についての検討はとりわけ慎重を要するといふので、これを後日に譲り、現行法の基本的な性格を維持しながら、運用上現実に障害のある点を、さしあたり除去するのに必要な改正を行うという根本方針のもとに、今日まで三回にわたつて答申をいたして参つたのであります。

そこで、政府といたしては、答申のありました部分について逐次改正案を作成し、これを国会に提出したのであります。今日まで成立を見なかつたのであります。そこで、今回、従来の案に最近の答申に基く改正を加え、ここにあらためて御審議を煩わすこととした次第であります。

改正の内容は、六十箇箇条の多岐にわたつておりますが、その多くは、現行法の規定の部分的な修正にとどまるのであります。基本的な制度自体に改正を加えるものはない、また各改正規定の間に特に一貫した関連はないのであります。次に、改正案の内容について、申し上げます。

第一は、被疑者及び被告人に対する身体の拘束に関する規定の改正であります。現行法は、起訴前の勾留期間を一応十日以内とし、やむを得ない事由のある場合に限り、裁判官の裁量により最大限十日の延長を認めているのであります。最終以来現在までの犯罪の動向について考えますと、事件の規模はいよゝ／＼大きくかつ複雑となつて参り、捜査機関がいかに努力いたしましても、現行法の認める勾留期間をもつ

てしては、起訴不起訴を決定するため必要な資料を集めることすら至難な場合が少くないのであります。そこで、これに対処するため、特別の事情のある場合に限り、嚴重な要件の制約のもとに、さらに五日だけ延長し得ることとしたのであります。

起訴後の勾留期間につきましても、現行法はその更新を原則として一回に限つております。起訴から上訴を経て判決の確定に至るまでの勾留期間が原則として三ヶ月に限られる結果となり、いろいろ支障を来しているのであります。そこで、このような実情を考慮し、本案においては、禁錮以上の実刑の宣告があつた後の勾留期間の更新は、これを形式的に制限せず、裁判所の裁量にゆだねることとしたました。

次に、いわゆる権利保釈につきましても、その除外事由が狭きに失し、訴訟の進行に支障を来しております。かりでなく、世の一部に非難の声も聞かれるのであります。よつて、今回この除外事由を一部拡張することとしたのであります。その一は、従来除外事由として被告人が死刑または無期の懲役もしくは禁錮に當る罪を犯した場合はあげていたのを、いわゆる重罪、すなわち短期一年以上の刑に當る罪を犯した場合にまで拡張したこと、その二は、被告人が多衆共同して罪を犯した場合及び保釈されると、いわゆるお札まわりなどをして脅迫がましい態度をとる危険が多分にある場合を加えたことであります。なお、このお札まわりにつきましても、これを保釈の取消事由にも加えることいたしました。

さらに、いわゆる勾留理由開示の事

続が、実際においてはほとんど例外なくと申してもよいくらい濫用され、その適正な運用を妨げられている実情にかんがみ、これを匡正するために関係人の意見の陳述は、書面によつて行うべきこととしたしましたが、これは、もちろん裁判所が適当と認める場合に、口頭の陳述を許すことを禁ずるものではないと存じます。

第二は、犯罪の捜査に関する検察官と司法警察職員との関係に関する規定の改正であります。これは、二点にわかれ、その一は、検察官のいわゆる一般的指示権の及ぶ範囲を明確にした点であり、その二は、司法警察員の逮捕状の請求につき、原則としてこれを検察官の同意にかからしめた点であります。

前の点は、現行法が公訴を執行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に関する準則を定める場合にのみ、一般的指示をなし得ることとしていたため、捜査自体の適正を期するためには一般的指示をなし得ないものでないかとの疑いを持つ向きもあり、解釈上明確を欠いているのであります。しかし、捜査が適正に行われて初めて公訴の実行が可能になるのでありますから、検察官の一般的指示は、捜査の適正をはかるためにも行われなければならないと存するのであります。そこで、この点の明確を期したのであります。

後の点は、最近逮捕状濫用の非難が高く、有力な法曹の間にも本案のような規定の創設を希望する声が高いので、これを改正案に取入れたのであります。第三は、被告人が公判廷において有

罪である旨を自認した場合には、簡易な公判手続による審理を進めることができることとした点であります。

公判において審理を受ける被告事件の約八割までが、犯罪事実について争わない場合であるという実情にかんがみ、この簡易公判手続により審理の促進と事件の重点的処理を期することとしたのであります。

英米法では、被告人が公判廷で有罪の答弁をした場合には、そののみでただちに被告人を有罪とすることができることとなつておりますが、かような制度は、わが国の憲法上その採用に疑義のある向きもありませんので、本案では有罪の答弁があつても、なお従来通り補強証拠を要することとしつつ、その証拠能力に関する制限を多少緩和し、かつ、証拠調べについてもその方法を裁判所の適当と認めるところによることとしたのであります。さらに、漸進的にこれを実施する意味におきまして、この手続は、さしあたり、いわゆる重罪以外の比較的軽い罪の事件につき当事者の意見を聞いて行うべきものとするに、裁判所は、一旦簡易公判手続による旨の決定をした後でも、この手続によることが相当でないと思ふときは、いつでもその決定を取消し、通常の手続により審理をすることができるといたしました。

第四は、控訴審における事実の取調べの範囲を拡張した点であります。

御承知のごとく、現行法は、旧法のような覆審の制度を廃し、控訴審を第一審の判決の可否を批判するいわゆる事後審とし、第一審判決後に生じた新

たな事実は控訴審においてはこれを考慮することができない建前をとつていたのであります。しかしながら、運用の実際は、規定の不備もあつて、必ずしもこの建前通りではなく、裁判所によつてその取扱いが区々になつてゐるのみならず、少くとも刑の量定に関する事実にについては、この建前を緩和すべきであるという意見が各方面に強いのであります。よつて、この要望にこたへるべく、第一審判決後の被害の弁償その他の情状に関する事実については控訴審においてもこれを考慮することができるとすることともに、第一審の当時から存在しなからむを得ない事由によつて公判審理の過程において法廷に顕出されなかつた事実も、控訴趣意書に記載して控訴申立ての理由を裏づける資料とすることを認め、裁判所の調査義務の範囲を拡張することとしたのであります。

以上でおもな改正点の説明を終りますが、なお、現行法の不備を補うため改正案に取入れました点として、捜査機関のいわゆる供述拒否告知について、運用の実情にかんがみ、その内容に修正を加えたこと、勾留中の被告人が、公判期日に召喚を受け、正当な理由がなく出頭を拒否し、監獄官吏による引致を著しく困難にした場合に、被告人の出頭なくしてその期日の公判手続を行うことができることとしたこと、訴訟促進の要請にこたへるため、死刑以外の判決に対しては、書面によつて上訴権の放棄をすることができるとしたこと、起訴状謄本の送達不能の場合には、その法律関係を明確にするため、公訴棄却の裁判によつて訴訟を終結すべきものとしたこと、さら

に、略式手続に関する規定を一部改正して、その適正迅速進行をはかつたことなどがあつたのであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願申し上げました。

○小林委員長 これにて趣旨説明は終了しました。

なお、本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○小林委員長 次に、司法試験法の一部を改正する法律案を議題といたしました。

質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、これを許します。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 私はこの改正案そのものに対しては反対ではないのであります。が、ここに至つた経過を明確にしておきたいと思ふので伺ひたい。われわれが試験を受けましたときには、商法はもちろん行政法、国際私法、そのほか何かまだあつたと思ふが、そういうものはすべて必須科目であつたのであります。司法試験法を制定せられたときに、現行法のように必須科目をたいへん減らして、選択科目を多くつくられたのであります。このように改正せられたときの考え方をまづ承つておきたいと思ひます。

○位野木政府委員 たいへんお尋ねでございますが、これは司法試験の科目において必須科目を多くするか、選択科目を比較的多くするかという問題であります。

これは御承知のように歴史的に非常に変遷があります。古くは、今般治委員が御指摘になりましたように、全部

必須科目であつた時代もあつたように記憶しております。それがだん／＼実施の結果やはりぐい／＼悪いというところから、もう少し融通性を持たした方がいいじやないかという考えからだるうと思ひますが、必須科目が少なくなつて、選択科目が多くなるという傾向になつたのであります。それが司法試験の制定される前の時代におきましては、その傾向が相当強くなつておりました。選択科目が非常に多かつたのであります。昭和二十一年の改正におきましては、憲法、民法が固有の必須科目でありまして、そのほか民事訴訟法、刑事訴訟法、商法のうち二科目が必須科目、あとは選択科目で、その選択科目も固有の法律の分野以外に倫理学というふうなほかの学問も入つておつたのであります。それで司法試験制定当時には必須科目をどういふふうにするべきか、あるいは選択科目をどういふふうにするべきかという問題がもちろ／＼検討されたのであります。学界の方々にも集まつていただきましていろいろ検討した結果、現在のようになつたのであります。むしろ選択科目を整理いたしまして、ごく少く、固有の法律的なものに限定するとともに、必須科目を比較的多くして、現行法のよりな建前になつたのであります。

○鍛冶委員 必須科目が多ければ都合が悪いと言われたが、受験生にとつては都合が悪いかもしれないが、あなたの方では都合が悪いことはないと思ひます。むしろそういうものが必要でないという考えがあつたのでないか、その点をお聞きしたかつたのでありません。必要であるが都合が悪いからやめたのか、それとも必要でないのか、

○位野木政府委員 昭和二十四年に現在の司法試験法ができたのであります。昭和二十四年度におきましては、商法と行政法のいずれか一科目は必ず受けなければならぬということになつてゐるのであります。その受験者の数は比較的接近しておつたのであります。ところが、昭和二十五年以降は商法を受験する者が非常に減つて参りまして、行政法を受験者に比較したつた大抵半数程度となつて来たのであります。これは現在に至るまでその傾向が続いて来ているのであります。ところが御承知のように、司法試験に合格し、修習生を経て、裁判官、弁護士、検察官というふうな一人前の法律家になつた場合に、商法の知識が

おやめになつたのか、その点を承りたと思ひます。

○位野木政府委員 もちろん必要がないからやめたというものではないと考へます。必要のない科目を試験の科目にするというところは考えられないのであります。特に今まで必須科目に入られたことのある科目は、これは非常に必要であるということが考えられなければならないことであると思ひます。しかしながらやはり受験者の負担ということも十分考慮してやらないければならないことであると思ひます。それで最小限度という考え方が、その時代によつていろいろ変遷をした結果、今までのような経過になつたのであるというふうにご考へます。

○鍛冶委員 それはその程度にしておきましょう。

そこでこのたび商法を入れなければならぬことになつたその根本理由をお尋ねいたします。

○位野木政府委員 昭和二十四年に現在の司法試験法ができたのであります。昭和二十四年度におきましては、商法と行政法のいずれか一科目は必ず受けなければならぬということになつてゐるのであります。その受験者の数は比較的接近しておつたのであります。ところが、昭和二十五年以降は商法を受験する者が非常に減つて参りまして、行政法を受験者に比較したつた大抵半数程度となつて来たのであります。これは現在に至るまでその傾向が続いて来ているのであります。ところが御承知のように、司法試験に合格し、修習生を経て、裁判官、弁護士、検察官というふうな一人前の法律家になつた場合に、商法の知識が

欠けているため非常に不便をすることが多い。ことに特に弁護士として一人前の法律事務をとられる場合に非常な不便を来している。一緒に仕事をしておられるほかの弁護士さん方からも、このごろの修習を終えた方々は商法の知識が非常に乏しい、これは何とかで

きないものかと言われるようになりまして、遂に昨年十二月に日本弁護士連合会から商法を司法試験の必須科目にするというふうな建議がなされたのであります。法務省におきましては司法試験管理委員会というものがあつたので、ここでこの問題を取上げて研究したのであります。最高裁判所にもその意見をただしましたところ、これも非常に積極的に希望いたしましたので、ぜひ商法を必須科目にしてみたいというふうな意見もありましたので、今度のような立案をいたして御審議を願うことになつた次第であります。

○**鑑治委員** そこで民事事件のうちで、純然たる民法上の事件と商法上の事件との比較数は、大体のところではいいのですがおわかりになりますか。

○**位野木政府委員** お手元にお配りいたしました参考資料の七ページに、全国地方裁判所商民事件新受件数論というものがあつた。これは訴訟の件名から選別したものであります。昭和二十五年年度におきましては、全国の地方裁判所の民事訴訟事件のうち一七・四％が商民事件といつたようになつておられます。昭和二十六年年度には一五％、これは注にも書いてありますように、少額事件が簡易裁判所に移つた影響もあるだろうと思つたが、大体一五％ないし一七・八％程度の商民事

事件があつたことがわかつたと思つた。なおこれは事件名による區別であります。もちろんその他の事件におきましても、商法ないし商法上の問題が含まれておる事件は相当多数あると思つた。

○**鑑治委員** 商法の必要なことはわれわれも十分わかつておられますが、それと同時に、行政法は必要でないかという問題になる。ことに行政法の改正後、前は行政事件は行政裁判所で特別にやつておつたものを、司法裁判所に持つて来ました。これに深い意義があると思つた。従つて、かつては行政官上りになつたら行政事件をやれないんだという思想があつたものを、司法官でも十分やれるんだ、こういうことで改正されたのだと思つた。そうして見るならば、司法試験にはどうあつても行政法というものが必要ではないかと思つた。この点に關していかなる御見解をお持ちでございますか。

○**位野木政府委員** 御意見はごもつともでありまして、憲法制定後は行政事件も一般司法裁判所で扱うことになつたのであります。その意味から申しましても、行政法は非常に必要であるといふことが言えると思つたのであります。そういうところが現在の司法試験で、商法と択一的なことはなつておりますけれども、行政法を他の選択科目と區別して取扱つておるゆゑにであると思つたのであります。しかしながら今申し上げましたように、商法は非常に必要であるにもかかわらず選択されないという事象的な結果になつておるということから、商法について何とか措置をしなければならぬといふことを考へますときに、なか／＼適当な方法を考へることが容易ではなかつたのであります。しかしながら商法はいつでも必修科目にする方がいざらうといふことから、これを必修科目に加えますと、行政法も同時に必修科目にするかということになるわけでありまして、受験者の負担を考へますと、現在でも憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、これはいずれも大法学典を持つておるものであります。非常な負担がかかつておる。そこで商法を必修にし、さらに行政法も必修にするということになりますと、いかに負担が過重になりはしないかというのを考へた結果、やむを得ずこれを選択科目に加えたわけでありまして。

○**鑑治委員** なか／＼受験生に対して思いやりの深いことは私もたいへん伺つておりますが、われ／＼が受けたときは、みなこれは必修だつたのです。われ／＼の時代だけはさしかえないが、今日はそれはかわいそうだと、今日はそのかわいそうが聞くと、はなはだ片手落ちのようと思つた。これはよほど考へてもらわなければならぬと思つた。

しかし、それはその程度にしておきまして、この選択科目にしておられるのは、やはりこれも選択しておけば勉強してくれるものだと思つておやりになつておられると思つた。これはどうですか。

○**位野木政府委員** もちろん行政法が非常に必要であるといふことは御同感でございますので、受験者が進んで行政法を選択してくれることを非常に希望してゐる次第でございますが、ただ現実の問題といたしまして、ほかの選択科目に比較いたしましたしてやや分量が多いといふこともござりますので、その結果について非常に心配してゐるのであります。ただ現在大学の法学部の課程におきましても、公法コースとか私法コースとか、わかれておるようでありまして、公法コースの場合には学校でも行政法を中心に勉強する機会が、そのコースの人にとつては多いと思つた。ですからそういうコースの人が受けるという場合は比較的行政法が選択される機会が多いのじゃないかと思つた。しかしながら、いざ／＼にいたしても実施の結果を見まして、不適當であればなお改正について、取扱いを十分考慮したいと思つておられます。

○**鑑治委員** われ／＼は行政法はどうあつても必要なものだと思つた。それが、りくつと実際とはなか／＼一致いたしませんから、一べんふやすことが酷であるといふならば、漸次それに持つて行かれることを希望いたしました。その点に關する質問はやめますが、ただここに書いてあります第七号の選択科目の五つですが、これはいづれも勉強してもらわなければならぬ科目だと思つた。ところがこの中の一つといふことになりまして、これを受けようと思つたものだけは勉強するが、ほかのものは実際問題として勉強しない。そういうしてみると、なるべく勉強させるといふのなら、選択は試験委員の方で選択することにして、受験者の方で勉強させないことにした方が、よほど勉強することに思つたと思つた。この点、どう思つたか。

○**位野木政府委員** 御意見のようになつても非常に理由があると思つたが、受験者の負担とか、その他考慮すべき面もござりますので、その点はひとつ御意見を参考といたしまして十分將來研究したいと思つた。

○**鑑治委員** それは研究題目として、私は提案しておくことにはいたしません。その次は行政試験を受けた者の点ですが、私は現行の行政国家試験は何科目が必須であるのか知らないのです。が、今どういふものかどういふものが必須科目になつておられますか。

○**位野木政府委員** 御承知の通り国家公務員法が施行せられてからは、昔のいわゆる行政科試験というものは廢止になつたわけでありまして、そこで公務員法に基づく採用試験あるいは昇任試験といふものにかかつておるわけでありまして。これは試験の方法が今までの行政科試験とまづたかかわつておりまして、いわゆるシヨート・アンスアー式と申すか、あるいはふりふりなやり方をとつておるのであります。

○**鑑治委員** そうしますと、附則の第四項に出ております高等試験の行政科試験に合格した者というのはどういふことなんでしょうか。

○**位野木政府委員** これは昔の高等試験の行政科に合格した者についてのことです。

○**鑑治委員** 昔のいわゆる高文を通つた者だけの救済規定なんですか。そういうと、そのときはどういふように必須科目であつたか、それを承りたい。

○**位野木政府委員** これもお手元の参考資料の八ページにござります。要するに、憲法、民法、行政法等が必須科目になつておられます。選択科目といつたしましては、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法等が選択科目になつてお

ます。

○**綴治委員** もう一べん。必須科目は憲法と民法と行政法です。

○**位野木政府委員** 変更はございませうが、大体においてそういうものは必須科目になつておられます。

○**綴治委員** 選択科目は。

○**位野木政府委員** 選択科目は非常にたくさんございませうが、今申し上げましたのは、刑法、民法、刑事訴訟、商法等も選択科目に入つておるといふことを申し上げたのであります。

○**綴治委員** そうしますと、憲法、民法、行政法は必須でやつたのだからよろしいということにいたしました。その次刑法は必須として入つておるからよろしいが、商法を選択にせられた理由がわからぬのです。司法試験のところでは必須科目として入れておるのだから、この場合に選択にせられるという理由がわからない。これが一つ。

それからいよいよ司法官もしくは弁護士にならうとするには、民事訴訟法並びに刑事訴訟法の両訴訟法は、どうあつてもやらねばならぬものだと思ふが、これを選択科目にせられました理由が私にはわからぬ。この点はどういふお考えのもとにさようにされたのか。

○**位野木政府委員** 御承知のように、高等試験のありました時代にも、行政科に合格した人が、司法科の試験を受ける場合には、ある程度の特典、すなわちすでに受験しておつた科目については免除されるというふうな特典があつたのであります。司法試験をつくる場合に、そういうふうな特典をどういふふうにするかということが問題になつたのであります。法律もかわつて

おることでもありますので、特に特典を設けなくてもいいだろうというので、政府の原案におきましては、実はその附則の四項は入つていなかつたのであります。ところが国会におきましては、行政科に合格した者についてはやはりある程度の特典を認めるべきではないかということ、現在の附則の第四項の規定が入つたのであります。これによりまして、御指摘のように相当負担が軽くなつておるのであります。

今度商法を加えるにつきては、この負担をどの程度にするかということが問題になつたのであります。現在の建前から、あまりに負担を加重するとは適當でないというので、今度のより案になつた次第であります。

○**綴治委員** 前に試験を受けた者は、今度はやらぬでもよからうという特典は、これは私もいいと思ひますが、特典というて、試験をやさしいものにしてやろうというものは、それは特典を通り越して甘やかし過ぎることになりはせぬかと思ふのです。この点は私は相当考慮せらるべき余地があると思ひますが、当局はいかにお考えになりますか。

○**位野木政府委員** 御見解のようなお考え方もできるかと思ひますが、現在法律の建前は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法または刑事訴訟法、このうち憲法の外二科目だけは最も小限にあらためて受けなければならぬが、その程度ができれば合格としていいのではないかと建前になつておるのであります。これについては今言われるような、もう少し負担を重くしなければ均衡がとれないじやないかというふうな考え方も出て来るわけ

あります。なご将来の研究問題として研究して行きたいと考へておりま

○**綴治委員** 今一べんにここでやろうとしても無理でしょうから、将来研究していただいて、徐々に必要なものに改めてもらふことを希望してこの程度にしますが、最後に私は、直接この法案に対する問題ではありませんが、先ほど来の議論から割出しまして、いやしくも判検事、弁護士たらんとするに、先ほど来の議論したような法律知識は、先ほど必要である。こういうことは自他ともに許すことだと思ふのであります。ところが現在司法試験を受けないで判検事の仕事をしておる者がだんだんふえて来ておることは、はなはだ遺憾なことだと思ふが、当局においてはどうお考えであるか。年々法律改正のたびに、この点を拡張せられるのであります。この点を拡張せられるのであります。この点を拡張せられるのであります。

○**位野木政府委員** 司法試験を受けな

○**綴治委員** 特例で判事にしたり、副

○**位野木政府委員** 特任の簡易裁判所の判事及び副判事でございませう。その点は、これは好ましい事態とはいえないと考へるのであります。戦後の異常な事態、ことに新憲法施行後に司法の分野が非常に拡大された、手続も複雑化したというふうな必要に際して、やむを得ない措置としてとられた部面もかなりあるように考へるのであ

りませう。しかしながらだんだん世の中がおちついて来るに従ひまして、そういうふうな点についてもなお十分再検討を必要とするものだとおぼしめて考へておられます。

○**綴治委員** 判事補の職権の特例等に

○**位野木政府委員** 御承知のように司法試験審査委員は、司法試験管理委員会の推薦で入選がなされるわけでありませう。一科目について四人以内ということになつておられます。それを具体的に申しますと、学者がおもです。その学者に裁判官、検察官等の業務が加わる建前になつておられます。学者はできただけ官立に片寄らないで、私立の大学の先生も加える私立大学の先生は、大体在野法曹をかねておられますから、そういう意味をもつて両方から選択することになつておられます。

○**小林委員** 官立、私立の割合はどのくらいになつておられますか。

○**位野木政府委員** 大体半々に近い割合であります。やはり入選の關係で、官立の方がや多い場合があるわけでありませう。

○**小林委員** 現在の数はわかりませうか。

○**位野木政府委員** 今ちよつと手元に持つておりませうので、必要ならば後刻お届けいたします。

○**小林委員** その試験官は年々新しく選ばれるのか、あるいは何年か続けておられるのか、それから長い間続けて同じ人がやつておられるか、またこれは長い間やつておられるか、またこれはできるだけかえられた方がいいか、あるいはかえらない方がいいか、こういうことについてお伺ひいたします。

○**位野木政府委員** その点は司法試験

法で五百八十六人ということになつておられます。大体毎年傾向は同じのよう

法の十五条の一項に「司法試験は、法務大臣が、司法試験管理委員会の推薦に基づき、試験ごとに任命する司法試験審査委員が行う」ということになつております。ただ再任を妨げない、前の人をもう一べん任命することもさしつかえないのでありまして、現実には二年、三年というふうに重任される、がおります。これは適当な方が少ないという事情からそういうふうになるのであります。四年、五年とあまり長い場合にはできるだけかわつていただくというふうに配慮しております。

○小林委員長 それから試験委員に与える手当はどんな標準でやつておりますか。答案一枚幾らというのですか。何か先生によつて標準が違つてゐるのですか。

○位野木政府委員 これは非常に乏しいのでありまして、大体第二次試験の筆記試験で申しますと、答案は一通二十枚という計算の方法になつておりますが、それについて三十円ということになつております。ところが御承知のように司法試験は非常に丁寧な試験のやり方をやつておるといふ関係上、司法試験につきましては、筆記科目の場合なんかは五千通ないし六千通の答案を見なければならぬ。一日に三百通見るにいたしまして二十日間かかるというふうな非常に重労働であります。口述試験も十日間くらいはかかるというのであります。非常に負担が重たいのであります。ところが一番多い試験審査委員に対する報酬が去年でありますと五万円ということになつております。非常にお気の毒な状態でありま

○小林委員長 ちよつと速記をやめて

ください。

【速記中止】
○小林委員長 それでは速記を始め

私から一言政府に要望しておきます。何といつても六、七千人の学生が登竜門として一生懸命に勉強して試験を受けておるのでありますから、試験官に対する報酬はできるだけよいにして、そうしてほんとうに公平な審査ができるような状態をつくつていただきたいと思ひます。

また試験委員も長い間同じ人を置いておくと、ややもすると学説が固定しやすかと思ひます。りつばな人が他にないならしかたがありませんけれども、できるだけ試験委員をときどきかえて、そうして今言われたような、自分の学説を固持して、それによつた答案を書かなければい点数をやらぬとか、あるいは学校で特別な課外講義みたいなものをやつておいて、それをいきなり試験問題として出すというふうな非難がときどき「われわれ」の耳に入りますが、そういうことのないように十分ひとつ御注意を願ひたいと思ひかけてあります。

他に御質疑はありますか。——他に御質疑がなければ、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

この際お諮りいたしますが、討論はこれに付すべきでございますが、討論は御異議はありませんか。

○小林委員長 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。司法試験法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

願ひます。

【議員起立】
○小林委員長 起立議員。よつて本案は可決すべしと決しました。なおお諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議はありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○小林委員長 御異議ないものと認め、さようとりはからいます。

○小林委員長 少年法及び少年院法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に入りませぬ。質疑の通告がありますから、これを許します。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 この鑑別所というのがよくわからないのですが、どういふことをやるのか、お聞きしたい。

○中尾政府委員 鑑別という言葉はちよつと耳なれない言葉でございますが、私たちが方では三十年來使つておる言葉であります。つまり家庭裁判所が裁判いたしました場合に、まず少年の身柄を拘束いたしました、そしてその間に本人の家庭調査をやるとか、あるいは社会調査をやるとか、あるいは本人の人格調査と申しておりますが、診断と申すことをやりまして、そうして今後どういふことをやつたらいいかというふうなことにつきまして、案を付しまして家庭裁判所の方に出すわけでございますが、そういうことをやつておりますのが少年鑑別所であり

○鍛冶委員 そうすると、性格とか知

能とか、そういうようなものを調べ、そして今後矯正するにはどういふ方法をやればいいのかというのを決定する、こういうことでございますか。

○中尾政府委員 そればかりと限りませんで、つまり少年院のようなところに入れなければならぬ者につきましては、特にそういうことを調査いたしまして、しかし世の中に出してもいい者もおりますので、必ずしも鑑別所に入つた者は全部あと身柄の拘束を受けるとは限つておらないのであります。

○鍛冶委員 先ほどからもその話があつたのですが、鑑別所というといかにも変だ、何か適当な名前がないかという議論が多いので、これはひとつ御考慮願つておきます。

その次に私がここで聞きたいのは、少年院は今まで男女の区別をして設けておられたようですが、それが従来の経験に徴すると、独立の施設を別々に設ける必要がなくなつたと書いてあるのですが、これは私にはふに落ちない。やはり女の子と男の子とは、ことに少年院へ入れるような者はなおさら厳格にやることが必要のように思ふのですが、まつたく必要性がなくなつたのですか。

○中尾政府委員 それは医療少年院だけに於いてであります。そして必要がなくなつたといふことは、私どもの方の文章の書き方が少し不十分でありましたが、必ずしも別々にしなくてもいいという点と、それからいま一つは費用の点もございませぬ。つまり医療少年院に入るような男女と男とを全部完全にかけてしまふようなことになつたし、今全国で少年院に入つてお

す数は千人から二千くらいあるじやないかと思ひますが、それだけの数のものを女は女、男は男というふうにな国を通じてつくることになりますと、たとえば北海道の者も東京方面へ連れて来なければならぬようなことにもなるのであります。それから医療少年院としましてはいろいろな設備が必要なのでございまして、たとえば府中の町に開東医療少年院というのがございませぬが、これは男も女も入れてお

す。この方はいろいろ医療設備を完全にしようと思ひますと、人も集めなければなりませんし、それからいろいろ金もかけて器具もたくさん買わなければなりません。そういう場合に、同じような種類の病人に対しては、同じような技術とか設備とかを使うわけで、両方同じようなものを完全にいたしておきまじやうと、その設備を、ある場合には女に使える、ある場合には男に使えるということにしてあるわけでありませぬから、そうしておかないと不経済になる、手数がかかるといふようなところから来てゐるわけでは

○鍛冶委員 私の考へたのは、いろいろ定義もありまじやうが、別にしておくほどいいことはないだろう。しかし別にせぬでもいいのだ、必要はないのだ、こう書いてあるのは、私の考へるのとは、あなたの方の経費とか何とかで便利な方法をとりたい、こういうことだろうと思ひます。それならば、あるにまざることはない。完全にさえ、やれば、なくてもいいというのではないのです。別にする必要はないのだと言われると、いかにふに落ちない。この場合はあなたの方はどういふやり方でやるか。同じ施設とい

まし

でも、おそらく全然接触のないようにしなればいかぬと思うのですが、それより私が聞きたいのは、経費の点もありましたし、予算の点もあるからでありました。何れも便利な方法でやれ、便利な方法でやれという習慣が非常に強い。この改正でも、やむを得ないと思えますけれども、代用を使つてよろしい、何でも代用にする、代用にすると言つておると思ふのです。こういう傾向はぜひとも改めて、あなたの方でどうあつてもやらなければならぬ、何としてもやらなければいかぬからと言われるなら、あなたの方から代用にするばいのだ、男女一緒にしておいていいのだと言われることが非常にふに落ちないのですが、この点いかがでございますか。

○中尾政府委員 医療少年院だけにつきましては、今おつしやるように、やむを得ずそういうふうにしておりまして、どうせそういうふうになるからには、最大限度そういう弊害が起らないようにすることは十分気をつけようつもりであります。医療少年院は、今正確な数は覚えておりませんが、全国に六箇所ござりますが、この中で男と女と一緒に使つておるといふのは三箇所でございます。これもまだんだん将来少年院が整備いたしましたして、あるいは将来数が不足いたしましたすれば、やはり理想のようにできるならば、別にやりたいというところは考へております。

○小林委員長 他に御質疑はありませぬか。

○佐竹(晴)委員 先ほど鑑別所の話が出ておりましたが、鑑別所に入れる条件と申しますか、どういふ者を入れる

ことにしておりますか。

○中尾政府委員 これは家庭裁判所が観護処分をするわけでございますが、身柄を確保しておいて、そしてその間に調査することが必要である、調査するためには身柄を確保するよりほかにいふところから、この調査をするわけでございます。

○佐竹(晴)委員 少年であるために、特にごく微罪であつても、一度どうしても鑑別所に行かなければならぬという傾向を生じておられます。家庭裁判所に持つて参りますと、たゞいま中尾政府委員のおつしやつておられる通り、身柄を確保し、かつ調査するために鑑別所に持つて行く。ところが鑑別所に参りますと、私の経験によりますと、たいがい一箇月以上いるのであります。すると、ほとんどこれには微罪で問題にならぬような人についても、少年であるがゆえに必ず一箇月ぐらゐ実刑を食つたと同一の結果になるような状態を呈しておりますが、そういうふうにはないでしようか。

○中尾政府委員 実はその点につきまして鑑別所側と裁判所側とに多少意見の相違がございまして、私たち、今その調整を始終研究しているわけでございます。鑑別所側に立つてみますと、せつかく少年を鑑別所に入れたというなら、将来のために一番少年にいい方法を考へなければならぬ。一番いい方法を考へるためには少年のことについて一番いい方法を研究して、少年といふものはこういうものだ、また、社会的にはこういう環境に置かれておる。従つてこれのためにこういう方法が一番いいだろつというふうな、一番良心的に納得できるような処置を研究した

い。そのためには今の四週間では短かすぎるから、もう少し延ばしてもらつたらどうだろつというふうな意見が鑑別所側にあります。この方は、むしろ鑑別所側といたしましては今のような熱心な動機からのものでありますので、これは一面理由があると思ひます。しかし家庭裁判所側からいいますと、今おつしやりましたように、相当これは人権の問題といたしまして慎重に取扱わなければならぬこととございまして、裁判所側は始終それに反対いたしております。それで問題は、そういうふうないい意図をもつて運営されておられる、またつくられておられるその鑑別所が、おつしやりましたような事実としては身柄を拘束して監獄的な処分に従事するということになりましてはたいへんでございますので、その点につきましては、できるだけ観護処分の本来のものに沿うようになつたいというので努力いたしている次第でございます。

○佐竹(晴)委員 法務省の調べでは、四週間はほとんど満期になるまですべてやつておるようですが、どうでございますか。それよりずつと以前に出すようなことがありませんか。

○中尾政府委員 正確には覚えておりませんが、平均いたしますと、十八日くらいが鑑別所に拘束されておる期間であります。

○佐竹(晴)委員 私どもの経験によると、たゞいま政府委員のおつしやつておる通り、少年のために最もいい方法を講じてやるには詳細調べなければならぬというので、まず知能、性格、習性などを調査いたします。それがために専門家にかけまして、たいがい鑑定

書をつくつておられます。ところがその鑑定書がなか／＼間に合わないのです。私どもの経験するところによると、ほとんど四週間で、ようやくこのとで出してくれるので、それ以前に出すなどというところはむしろ少いのです。だからまず少年が何かやると、それが今度家庭裁判所に送られて、鑑別所の結果によると大したものではないというところで、自宅に帰すことを許してくれる。ところが、それ以前にすでに約一箇月間は実刑を食つたと同じです。少年なるがゆえに非常に大きな負担を背負わされるといつたような負担を呈しております。ことにこれは地方にもよりまして、鑑別所といわゆる刑務所を区別することができないという点であります。私どもの経験いたしております鑑別所内においては、鑑別所に行つて参りますと、刑務所に行つて来たといふのとそんなに区別がございせん。なるほど送り迎えの自動車なども、普通のいわゆる勾留状を受けておられます人々のより幾らかいい車に乗せられて送り迎えされておるようでありまして、ちやんとこれに少年調査官がついて参りまして、その少年調査官は学校の先生をやつていたような人なごで、いわゆる警察官や検察官のようなにおいのしない者といつたような感じでありまして、実際にいへば警察官あるいは検察官がくつついておると同様の結果を呈し、裁判所へ送られて参りまして、これらの人々がついて来ておる。結局先生たちの考えからすれば刑務所へほうり込まれておつたのとほとんどかわりはない。そこで彼らが出て参りますと、お前どこへ行つておつた、鑑別所へ行つておつた、あ

あ鑑別所か——こうなると、もう刑務所へ行つておつたという觀念とちつとも違ひはない。だから、この鑑別所については何かつとよい方法がないものか。そういう点は、少年だけを入れるところの刑務所の別館であるというふうな感じを起させない特別の施設のもとに、知能、性格、習性などの調査をせしむるようにならなければならぬ。少年なるがゆえにはんのちよつとしたことでも、しかも鑑別が済むとすぐに家庭へ帰されて問題にならぬような案件についても、ほとんど一箇月送つた同一の結果を呈するようなことがございまして、この点についてはよほど考へてやらなければならぬという気持ちを濃厚にいたすのであります。何か改善の方法はないものでございませうか。

○中尾政府委員 まことにどうもごもつともなことでございまして、私たちもその点について相当苦慮していることとあるものであります。何しろ鑑別所といふものは、できましてからまだほんの数年にしかありませんし、ちよろどできましてからあつたやうな非常な鼻息の荒い、相当乱暴者がたくさんおつたところでありまして、相当あちらこちらで放火事件があつたとか、脱走事件があつたとか、あるいは破壊事件があつたとかで、職員は非常に神経過敏になり、なおまた新たにできたところでございますので、職員自身もふなれである。またなれた者といつたしましては、とりあえず便宜上、前に警務官、警察官何かをやつておつたといふふうな者を採用しがちになつた点もございまして、本来あるべき永遠の姿においての鑑別所をつくり上げ

るまでには実はなつておられない。現状もそうでございますが、そういうわけでございます。人的にまずい。それからまた全国に一時に四十箇所の鑑別所をつくりました関係上予算が伴いませんので、実は場所によりましてはイソチキな、単にいれもの程度にしかでき上つておられないというところも使つたりしておりますので、そういう点で非常に不備が多かつた。なおまた中の鑑別をいたしますための器具、設備の点につきましても充実はできておりませんので、そういう点につきましてはいろいろな欠陥を生んだわけでございます。しかし職員の方もだん／＼となれて参りましたし、場所の方もだんだん整備できましたし、また中の設備につきましてもいろいろ整つて参りました。職員の方の心がけもだん／＼と本式になつて来ておりますので、私はここ数年の間に、少くともこの出落した数年間のようないふ不体裁なことは、全部なくすと申し上げる勇気はございませんが、相当面目を一新することはできるといふ心構えで、そういう自信を持つておりますので、さう御了承願ひたいと思ひます。

○佐竹(晴)委員 鑑別所に参りますと、深く門をとおしてつて、番人がある。入つて参りますと、面会してもしる／＼嚴重な受付その他を経て、本人に会いましてこれに付添人がついておる。その付添いをしておる職員などは、刑務所へ行つて刑務所の職員がついておると何らかわがらあります。それと同一の気持であります。また彼らを随つておるところもまるきり何か留置場か何かのような感じ以外の何ものでもありません。それからたれかを引出して参りますと、他の窓から指さしてあれはどうやらしよるといふようなことで盛んにやつておるのであります。先生たちの間ではこの二十八日間、何と申しますか、身柄を確保しておりまして少年らの間でずいぶん悪化を受けておられます。青年というものは非常に感受性の強いものであります。悪い者がたくさんおるところへもつていつて二、三人のあまりひどくない者が参りますと、悪い多数の者に感化されて、一月／＼の間に別な悪い者に相当感化されて、悪いことを覚えて帰つて来る者が多いのであります。従つてこれらについてはよほどお考えいただきませんか、かえつて悪い結果を生ずるおそれがあるのであります。

それからいま一つは、少年法の適用であります。どの被告も少年法の適用を非常にきらいます。そこでたとえば、もう二月か三月すれば成年になるという事になりまして、その被告は弁護人に向つて何とか引延ばしてください、私が成年になつて判決を受けたい、私ができるようにしてください。特に一年ないし三年などという判決を受けるという事、たいがい三年やられるといつたような気持が先生たちははるのようです。成年であつたならばたいがい一年で済んで来るところを、少年なるがゆえに一年以上三年になつておる。むしろ今日の実例は成年に科する一年に値するところの犯罪事実があつた場合においては、少年についてはそれに対して一年以上三年、少年の方が負担が非常に重いという結果を呈しております。従ひまして少年といふものは非常に少年法の適用を受けることをきらつておることが実情でありますので、さういつたことなどの少年に及ぼします影響などもたいへんあろうと思ひます。鑑別所の関係、少年法の適用などについて十分ひとつ御考慮願ひたいという事を希望いたします。私はこの程度でやめておきます。

○中尾政府委員 これは家庭裁判所の判事が考へてやつておるわけでありまして、別に具体的に刑事訴訟法のように、逃亡のおそれがあるとか何とか、さういふ規定は何もございません。ただ必要があるというときには入れるという事になつております。ただその必要というものはまづ本人の保護処分を決定するのに必要だ、そのために本人をよく調査しなければならぬ。さういふ必要のためにやるという建前になつております。

○中尾政府委員 それは在宅して、在宅のまま調査してもさしつかえないと思はれるようなものにつきましては鑑別所に送らない。たしか鑑別所に送られる者のパーセンテージは、刑事裁判所で取扱ひました全部の事件の約一五%から二〇%くらいでございます。それ以外のは全部裁判所でやっております。

○小林委員 ちよつと私からお伺ひいたしますが、十七条の二の但書「その期間を、収容したときから七十二時間を超えることはできない。」これは一箇所七十二時間でしような。一そこでそれは全然ないとしてみましても、天変地異みたいなことで二箇所くらい置かなければならぬ場合が生ずるのじやないかというふうな考えます。その場合はどうですか。

○中尾政府委員 これは仮収容ではないのです。

○小林委員 ほかにも御質疑ありませんか。——他に御質疑がなければ本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。お諮りいたします。本案は討論に付すべきであります。討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

○小林委員 御異議ないものと認め、討論はこれを省略し、ただちに採決を行います。

【参照】
司法試験法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
少年法及び少年院法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)に関する報告書
【都合により別冊附録に掲載】

法務委員会議録第四号中正誤

頁 段 行 誤 正

三二 末三 逃亡犯罪人
に引き渡 逃亡犯罪人を
引き渡

昭和二十八年七月十一日印刷

昭和二十八年七月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局